

市川市地域猫譲渡費助成金交付申請（制度2）

地域猫を譲渡するまでの管理に要した費用（餌代や医療費）として、
地域猫活動登録団体が管理している地域猫の譲渡が成立した際に助成します。



（1）募集期間及び頭数

期間：令和3年4月8日（木）～ 令和4年3月31日（木）の市役所開庁日

※ 受付は先着順で、予算枠に達した時点で終了。

頭数：30頭

※ 1団体あたり、申請頭数は4頭まで。ただし、申請状況に応じて上限頭数を変更する可能性があります。

（2）対象となる猫

・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体が管理する地域猫。

・令和3年4月1日（木）～ 令和4年3月31日（木）に、新たな飼い主（里親）に譲渡されて、譲渡に係る誓約書が取り交わされた猫。

※ 里親は、市川市民のほか市外在住の方も対象となります。

（3）申請者

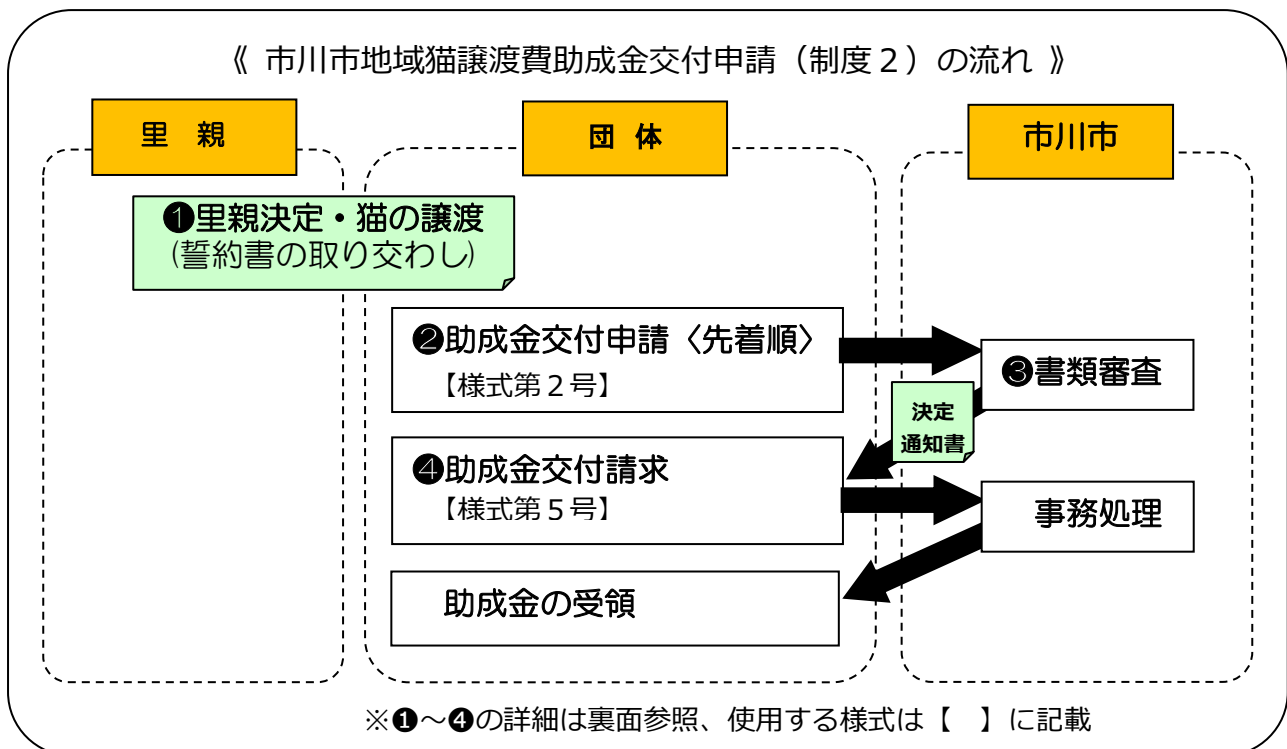
・市川市地域猫活動団体登録を受けている団体の代表者。

※ 団体登録の前に行った譲渡は、助成金の交付対象外となります。

（4）助成金額

猫1頭につき、一律3,000円。

《 市川市地域猫譲渡費助成金交付申請（制度2）の流れ 》



① 里親決定・猫の譲渡

- ・地域猫活動団体が管理している地域猫の譲渡が助成の対象となります。
- ・譲渡の際、猫の譲渡人（地域猫活動団体）と譲受人（里親）間で猫の譲渡に係る誓約書を取り交わしてください。なお、誓約書の様式指定はありませんが、申請に必要な記載事項がありますので、別紙「誓約書」の作成例をご参照ください。

② 助成金交付申請

- ・猫の譲渡成立後、下記の書類（別紙記入例を参照）を、生活環境保全課に提出*してください。

① 「市川市地域猫譲渡費助成金交付申請書（様式第2号）」

② 地域猫の譲渡に係る誓約書の写し

- * 生活環境保全課へ郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出も可能。
- * 書類内容に不備がある場合は、受理できません。また電話による申請はできません。

《 注 意 》

郵送、行徳支所総務課及び大柏出張所への提出の場合は、生活環境保全課への到達日を受付日とします。書類提出後、生活環境保全課への到達には数日かかりますので、ご注意ください。

なお、郵便の未到達など事故が生じた場合について市は一切の責任を負いません。

③ 書類審査

- ・交付申請書を書類審査し、助成金交付の可否決定を行います。申請者には、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付可否決定通知書（様式第4号）」にて、審査結果をお知らせします。

- ※ 書類提出の先着順で交付決定をします。予算の残額が無くなり次第終了となります。
予算の残額については、市ホームページ等で最新状況をご確認ください。

④ 助成金交付請求

- ・交付決定を受けた団体の代表者は、「市川市地域猫不妊等手術費等助成金交付請求書（様式第5号）」を提出してください（請求書の提出がない場合は、助成金の振込みが出来ません）。

- ※ 不備等がなければ、書類の提出後、約1か月以内に口座に助成金を振込みます。

市川市 生活環境保全課

〒272-0033 市川市市川南2丁目9番12号 市川南仮設庁舎2階

※令和3年5月に市川南仮設庁舎から**第2庁舎**（市川市南八幡2丁目20番2号）へ移転予定

電話： 047-712-6309（直通）

<市 Web サイト>

「市川市ホーム>くらし>相談>ペット・動物>市川市飼い主のいない猫の適正な管理に係る助成制度について」

URL：<http://www.city.ichikawa.lg.jp/pub03/1111000071.html>